

大和高田市立病院院内洗濯業務委託契約書（案）

大和高田市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、この契約書に基づき、日本国の法令を遵守し、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は別紙仕様書に掲げる業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務の遂行）

第2条 乙は、甲からの委託業務（以下「業務」という。）の実施に当たり、この契約書の記載内容に従い、誠実かつ円滑に遂行しなければならない。

2 前項のほか、乙は、業務の実施方法についても、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第3条 委託料は、月額 円（消費税相当額別途支払）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（消費税等）

第5条 消費税等（消費税及び地方消費税をいう。）は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出し、消費税等の算出に際して1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（再委託）

第7条 乙は、契約履行についてその業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が契約履行についてその業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる必要がある場合、あらかじめ、その者の商号、名称又はその他必要な事項を甲に通知し、甲の書面による承諾を得なければならない。

（委託業務の公共性の認識等）

第8条 乙は、委託業務を行うに当たっては、委託業務の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもって、委託業務を行わなければならない。

（秘密の保持）

第9条 乙及び乙の従事者は、この契約に関し業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、業務を離れた状況及びこの契約が終了した後においても同様とする。
(個人情報保護)

第10条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大和高田市個人情報保護条例(平成13年条例第27号)の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、棄損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 乙は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
(統括責任者等)

第11条 乙は、業務を実施するに当たって統括責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。統括責任者を変更したときも、同様とする。

2 乙は、業務に従事する者の氏名を甲に書面で届け出なければならない。業務に従事する者を変更したときも、同様とする。

3 統括責任者及び業務従事者は、本契約書及び仕様書に記載する責務及び業務内容を誠実に履行しなければならない。

4 甲は、この契約において意図する業務の履行を完了させるため、業務に関する指示を乙、統括責任者又は統括責任者に準ずる者に対して行うことができる。この場合において、乙、統括責任者又は統括責任者に準ずる者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

(統括責任者等に対する措置請求)

第12条 甲は、統括責任者又は業務に従事する者若しくは第7条第2項の規定により乙から業務を委託され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(臨機の措置)

第13条 乙は、業務の履行に当たって緊急の措置を要すると認めたときは、所要の措置を採らなければならない。この場合においては、乙は、その採った措置について遅滞なく甲に通知しなければならない。

2 甲は、業務の履行に当たって緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の措置を採ることを求めることができる。

(業務の報告)

第14条 乙は、必要に応じて業務の履行状況について甲に報告しなければならない。

2 乙は、契約に定められたとおりに業務が履行できなかつたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(業務の調査等)

第15条 甲は、委託業務の処理状況について、必要と認めるときは、乙に対して調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(損害賠償)

第16条 甲と乙とは、いずれかの責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し他方の当事者に損害を与えたときは、当該他方の当事者に対し、その損害を賠償しなければならない。

らない。ただし、その損害額については、甲乙協議して定めるものとする。

2 委託業務に伴い乙の責に帰すべき事由により乙が第三者に与えた損害に対し、乙は損害賠償の責任を負うものとする。

(委託料の支払)

第17条 乙は、毎月の委託料を当該月の末日をもって翌日10日までに書面により甲に請求し、甲は、請求を受けた日から30日以内に口座振込の方法により乙に支払う。

(遅延利息)

第18条 甲の責めに帰すべき理由により、前条の支払期限までに代金を支払わないときは、甲は、支払期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(甲の契約解除権)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 乙がその責めに帰すべき事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙が契約の履行に関し不正の行為をしたと認められるとき。
- (4) 契約締結後、乙がこの院内洗濯業務委託事業者選定のための入札その他の行為において、不正をしたと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙又はその代理人がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(暴力団関与の場合の解除)

第20条 甲及び乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、この契約を継続することが適当でないと認めるときは、契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、前項の規定による契約解除をした場合において、相手方に損害が生じてもその責めを負わない。

(違約金)

第21条 甲及び乙が前条の規定により契約を解除したときは、相手方に対し契約金額の100分の10に相当する額を違約金として支払わなければならない。

(乙の契約解除権)

第22条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面を提出することにより契約を解除することができる。

- (1) 契約の内容変更により契約金額が3分の2以上増減したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき理由により、契約を履行できない状態が相当期間にわたるとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができな

いとき。
(解約)

第23条 甲又は乙は、この契約を中途解約しようとするときは、第19条、第20条又は前条の規定による場合を除き、解約しようとする日の3か月前までに他方当事者に書面によって申し出をしなければならない。

2 前項の規定により、この契約が契約期間中に解約となった場合、甲又は乙は、損害を受けた他方当事者に対して、その損害を賠償しなければならない。この場合において、その賠償額は甲乙が協議して定めるものとする。

(違約金等の徴収方法)

第24条 甲は、乙から違約金、損害金又は賠償金を徴収する場合において、甲が乙に対する当該契約の債務があるときは、これを相殺するものとし、なお不足があるときは別にこれを徴収するものとする。

(管轄裁判所)

第25条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第26条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(補則)

第27条 この契約書に定めのない事項については、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）及びその他甲が定める関係例規（告示を含む。）に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

この契約を締結した証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 奈良県大和高田市大字大中100番地1
大和高田市
大和高田市長 堀内 大造

乙